

第76回“社会を明るくする運動”作文コンテスト実施要綱

“社会を明るくする運動”愛知県推進委員会

1 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な活動です。昭和26年に始まり、本年で第76回を迎えます。本年は、「「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という統一テーマのもと、活動を展開することとしています。

本作文コンテストは、次代を担う小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したこと、あるいは更生保護や保護司などのボランティアの活動について聞いたり調べたりしたことを基に、安全・安心な明るい地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことを作文に書くことを通じ、更生保護に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

本作文コンテストは、第43回“社会を明るくする運動”（平成5年）から始まり、今回で34回目となります。

2 主 催

“社会を明るくする運動”愛知県推進委員会

3 後 援（予定）

愛知県教育委員会、株式会社中日新聞社、株式会社名古屋グランパスエイト、株式会社中日ドラゴンズ、愛知県保護司会連合会、更生保護法人愛知県更生保護協会、愛知県更生保護女性連盟、愛知県BBS連盟

4 応募先

“社会を明るくする運動”地区推進委員会（以下「地区推進委員会」という）。地区推進委員会は、各地区保護司会・支部内にあります。最寄りの応募先が不明の場合は、次のところへお問い合わせください。

〒460-8524 名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋保護観察所 民間活動支援室
電話 052-951-2947

※ 愛知県推進委員会への直接の応募はお受けできません。必ず地区推進委員会へ応募願います。

5 応募規定

(1) 資 格

愛知県内の小学生及び中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む。）

(2) テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したこと、あるいは更生保護や保護司などのボランティアの活動について聞いたり調べたりしたことを基に、安全・安心な明るい地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材としたものとします。

本テーマについて考える機会として、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを学校に招いて授業・学習を実施することについても御検討ください。

(3) 原稿の様式

ア 400字詰め原稿用紙3～5枚程度

イ 応募する作文については、手書き（原本）、パソコン等で作成したものいづれも可

(4) 応募先及び応募締切日

地区推進委員会において定めた期日までに、地区推進委員会宛て応募願います。

(5) 作品の応募に関する保護者の承諾

応募に当たっては、氏名、学校名、学年、作品名及び作品内容が報道機関やインターネット等により公表される可能性があることについて、あらかじめ保護者の承諾が得られていることを前提とします。

(6) その他

ア 応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限ります。ただし、応募者の持つ様々な特性に応じた合理的な配慮については、これを十分に行います。

イ 盗作や不適切な引用（出典を明示せずに他者の文章や表現を用いる場合や、引用部分が自身の文章と明確に区別されていない場合など）のある作品、生成AIを利用して作成した作品は提出できません。

ウ 上記規定に沿わない作品については、審査対象外となることがありますので御留意ください。

エ 応募に当たっては、原稿の行頭欄外に作品名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を記入してください。

6 “社会を明るくする運動” 愛知県推進委員会への推薦

地区推進委員会は、適宜の方法により優秀作品2編（小学生、中学生各1編。小学生のみ、あるいは中学生のみの推薦に限り各2編）を選考し、愛知県推進委員会（名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋保護観察所内）へ令和8年9月18日（金）（必着）までに推薦してください。併せて別紙様式1「推薦書及び実施

結果報告書」を提出してください。

7 審査基準

“社会を明るくする運動”愛知県推進委員会に推薦された作品について、以下の審査基準に基づき審査し、入賞作品を決定します。

〈審査基準〉

審査項目	視点
趣旨	● 「安全・安心な明るい地域社会づくり」「犯罪・非行をした人の立ち直り」という“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえているか。 ● 日常の家庭生活や学校生活の中で体験したこと、あるいは更生保護や保護司などのボランティアの活動について聞いたり調べたりしたことなどを基に、犯罪や非行、地域社会における交流などに関して考えたことや感じたことが書けているか。
内容	● 自分の意見、考えたこと、感じたことが取り上げられているか。 ● 自分の体験や経験に基づいているか。 ● 創造性、独創性があるか。 ● 具体例が挙げられているか。 ● 読み手の心に響くものがあるか。
表現形式	● 読み手を引きつけるような文章であるか。 ● 読み手が読みやすい文章であるか（文章の構成がしっかりしているか。）。 ● 効果的で工夫された書き方をしているか。 ● 用字、符号の使い方や、原稿用紙の使い方が適切であるか。

8 表彰（予定）

- | | |
|----------------------------|------------|
| ● “社会を明るくする運動”愛知県推進委員会委員長賞 | 小学生・中学生各3点 |
| ● 愛知県教育委員会賞 | 小学生・中学生各1点 |
| ● 中日新聞社賞 | 小学生・中学生各1点 |
| ● 名古屋グランパス賞 | 小学生・中学生各1点 |
| ● 中日ドラゴンズ賞 | 小学生・中学生各1点 |
| ● 愛知県保護司会連合会会長賞 | 小学生・中学生各1点 |
| ● 愛知県更生保護協会理事長賞 | 小学生・中学生各1点 |

- | | |
|------------------|------------|
| ● 愛知県更生保護女性連盟会長賞 | 小学生・中学生各1点 |
| ● 愛知県BBS連盟運営委員長賞 | 小学生・中学生各1点 |
| ● 名古屋保護観察所長賞 | 小学生・中学生各1点 |

各賞については、令和8年12月下旬、愛知県推進委員会主催の「“社会を明るくする運動”作文コンテスト表彰式」において表彰する予定です。

なお、審査の結果は、推薦をした地区推進委員会（各地区保護司会・支部）及び受賞者の所属する学校に、令和8年11月下旬に通知する予定です。

9 参加学校に対する特別賞

(1) 本作文コンテストに参加する学校のうち、特に積極的な取組を行う学校（小学校、中学校合わせて3校まで）に対し、特別賞として表彰状等を贈呈します。

なお、本特別賞についても、愛知県推進委員会主催の表彰式において表彰する予定です。

《積極的な取組の例》

- 児童・生徒の作品に対して担当教諭が丁寧な作文指導を行っていたり、優秀作品の朗読発表会を開催したりするなど、学校全体で本コンテストに対して積極的に取り組んでいる。
- 「安全・安心な明るい地域社会づくり」や「犯罪・非行をした人の立ち直り」について考える授業を実施したり、保護司を始めとする地域の更生保護ボランティアや保護観察官を招いた特別授業を実施したりするなどして、児童・生徒に対して広く更生保護に関する学びの場を提供している。
- “社会を明るくする運動”強調月間において、生徒会があいさつ運動を実施するなど、更生保護活動への理解促進のための取組を行っている。
- その他本コンテストに参加するに当たって、他の学校の取組の参考となるような独創的又は先進的な取組を行っている。

(2) 地区推進委員会は、地区内に特に積極的な取組を行う学校があり、特別賞への推薦を希望する場合は、別紙様式2「“社会を明るくする運動”作文コンテスト特別賞推薦調書」に当該学校の取組内容等、必要事項を記載の上、同推薦調書を愛知県推進委員会へ令和8年9月18日(金)(必着)までに提出してください。

(3) 愛知県推進委員会への推薦は、1地区推進委員会当たり小学校及び中学校各1校までとします。

(4) 推薦する学校について、過去に“社会を明るくする運動”への協力に対する各種感謝状を受領しているか否かは問いません。ただし、同一年において、原則、“社会を明るくする運動”民間協力者に対する法務大臣感謝状贈呈候補者としての推薦と、特別賞推薦とが重なることは控えてください。

1 0 審査員（予定・下記団体代表者）

愛知県教育委員会、株式会社中日新聞社、株式会社名古屋グランパスエイト、株式会社中日ドラゴンズ、愛知県保護司会連合会、更生保護法人愛知県更生保護協会、愛知県更生保護女性連盟、愛知県BBS連盟、名古屋保護観察所

1 1 “社会を明るくする運動” 中央推進委員会への推薦

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会及び愛知県推進委員会における選考を経て、“社会を明るくする運動”中央推進委員会(法務省保護局内)に推薦された作品の中から、同委員会の審査により次の入賞作品が決定されます。

各地区推進委員会から推薦された特に積極的な取組を行う学校についても、愛知県推進委員会における選考を経て中央推進委員会へ推薦を行い、同委員会の審査により特別賞が決定されます。

- | | |
|-----------------------|------------|
| ● 法務大臣賞（最優秀賞） | 小学生・中学生各1点 |
| ● 全国連合小学校長会会長賞（優秀賞） | 小学生3点 |
| ● 全日本中学校長会会長賞（優秀賞） | 中学生3点 |
| ● 全国保護司連盟理事長賞（優秀賞） | 小学生・中学生各3点 |
| ● 日本更生保護女性連盟理事長賞（優秀賞） | 小学生・中学生各3点 |
| ● 日本BBS連盟会長賞（優秀賞） | 小学生・中学生各3点 |
| ● 日本更生保護協会理事長賞（優秀賞） | 小学生・中学生各3点 |
| ● 特別賞（丸善まなびのつながり賞） | 小学校・中学校各1校 |

各賞については、令和8年12月頃に発表となる予定です。法務大臣賞及び特別賞については、中央推進委員会（東京・法務省）において、表彰式が行われる予定です。優秀賞については、愛知県推進委員会の行う表彰式において伝達する予定です。

1 2 その他

- (1) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (2) 応募作品は原則として返却しません。写しが必要となる場合は、あらかじめ写しを取ってから提出してください。
- (3) 各賞の発表に当たっては、最優秀賞作品、優秀賞作品及び入賞作品については、氏名、学校名、学年、作品名及び作品内容が、特別賞受賞校については、学校名及びその取組内容が、報道機関、インターネット等において公表されたり、愛知県推進委員会で作成する作文集に掲載されたりする場合があります。

なお、作品や取組の公表及び掲載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。